

広島市消防団災害時等資格保有者派遣制度実施要領

平成28年3月29日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、消防団活動の充実強化を図ることを目的として、災害活動又は訓練に必要な資格を保有する消防団員（以下「資格保有者」という。）を派遣し活動させるために必要な事項について定める。

(派遣対象)

第2条 派遣対象は、消防局長又は消防団長が、資格保有者が必要であると判断した災害活動又は訓練とする。

(資格保有状況調査)

第3条 消防団長は、毎年1回、所属消防団員の資格保有状況調査を実施するものとする。
2 取得した資格保有者のデータは、消防局消防団室及び消防団事務局において管理するものとする。

(対象資格)

第4条 対象資格は、資格保有状況調査により把握した全ての資格とする。

(派遣対象者)

第5条 派遣対象者は、原則として資格保有状況調査で取得資格の活用に同意した資格保有者とする。

(活動内容)

第6条 派遣された資格保有者の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場における人命救助、検索活動
- (2) 避難所における被災者への支援活動
- (3) 訓練時における指導、助言
- (4) その他、消防局長又は消防団長が必要と認める活動

(派遣要請等)

第7条 消防団長は、災害活動または訓練において資格保有者が必要であると判断した場合、所属消防団員の中から該当する資格保有者を選定し、派遣することができる。
2 消防団長は、所属消防団員のみでは必要とする資格保有者数を確保できないと判断した場

合、消防局長に対して、他の消防団の資格保有者の派遣を要請することができる。

- 3 消防局長は、前項により派遣の要請を受けた場合、又は自ら資格保有者が必要と判断した場合は、他の消防団長に対して該当資格保有者の派遣を要請するものとする。
- 4 前項により派遣を要請された消防団長は、所属消防団員の中から該当する資格保有者を選定し、消防局長の命令のもと派遣するものとする。
- 5 前条第3号に定める支援を所属消防団員以外に求める場合は、あらかじめ要請書（様式1）を消防局長あて提出するものとする。この場合、消防局長は派遣決定通知書（様式2）により派遣の可否を通知するものとする。

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

要 請 書

年 月 日

消 防 局 長 様

消 防 団 長

下記のとおり消防団員の派遣を要請します。

記

派 遣 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
派 遣 場 所	
活 動 内 容	
必 要 資 格	
人 数	_____ 名
必 要 資 機 材	
連 絡 先	氏名 電話番号

※ 必要に応じて訓練計画書を添付してください。

派遣決定通知書

年 月 日

消 防 団 長 様

消 防 局 長

平成 年 月 日付け要請のありましたことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

派遣の可否	可・否	否の理由	
派遣日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
派遣者			
持込資機材			
派遣の条件	(例) 駐車場の確保・プロジェクターの用意等		
連絡先	氏名	電話番号	